

熊本県健康福祉補助金等交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県民の健康と福祉の増進を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金等の交付申請書)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書 事業ごとに知事が別に定める様式
- (2) 収支予算書 別記第2号様式
ただし、上記様式により難しい場合は、別に定めるものとする。
- (3) その他必要とする書類

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、知事が必要に応じ別に定める。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金等の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、必要に応じ別に定める。

(工事の着工及び完成報告)

第7条 補助事業者は、工事を伴うものについては、工事に着工したときは工事着工報告書を、工事が完成したときは工事完成報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の工事着工報告書及び工事完成報告書の様式並びにそれらの提出期限は、別に定める。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による状況報告は、必要に応じ別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 事業ごとに知事が別に定める様式
- (2) 収支精算書 収支予算書を準用する。
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める。

4 補助金等の交付を概算払又は前金払により受けた場合における実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、補助金等の交付の決定のあった翌年度の5月20日とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(補助金等の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(補助金等の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

3 前々項の規定にかかわらず、補助金等の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金等概算払（又は前金払）請求書（別記第10号様式）によるものとする。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(証拠書類の保管)

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(雑 則)

第 15 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 15 年 6 月 18 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 17 年 5 月 10 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 18 年 6 月 28 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 19 年 5 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 20 年 5 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 21 年 5 月 15 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 22 年 4 月 19 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 23 年 5 月 15 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 24 年 4 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 25 年 5 月 10 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 26 年 5 月 13 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
この要項は、平成 27 年 5 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。